2026年11月19日

各　位

会社名　山九株式会社
代表者名　代表取締役社長 CEO　中村　公大
（コード：9065、東証プライム・福証）
問合せ先　常務執行役員　財務系列担当 後藤　正浩
（TEL．０３－３５３６－３９０８）

自己株式の取得中止及び新規の自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ

（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却）

当社は、2026年11月19日の取締役会決議により、2026年5月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式取得の中止を決定し、新たに会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及び会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することについて、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1.　2026年5月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得中止に係る事項の内容

（1）　中止の理由

新たに決議した自己株式の取得枠に基づき、自己株式取得を実施するため。

（2）　2026年5月14日開催の取締役会決議の内容

①	取得する株式の種類	当社普通株式
②	取得する株式の総数	500万株（上限）（注） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.97%）
③	株式の取得価額の総額	200億円（上限）
④	取得期間	2026年5月15日から2027年2月26日まで
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付

（注）2026年5月14日に公表いたしました「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2026年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき5株の割合を

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式の取得中止及び新規の自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式消却に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

もって株式分割を行っており、当該株式分割の効力発生日以降は、取得する株式の総数を「2,500 万株（上限)」と読み替えております。

(3)　上記取締役会決議に基づき、本日（2026 年 11 月 19 日）までに取得した自己株式の累計

①　取得した株式の総数　　0 株

②　株式の取得価額の総額　　0 円

※　2026 年 5 月 14 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得期間中、当社が未公表の重要事実を有していると判断される可能性のある期間については、インサイダー取引規制への抵触を回避する観点から、市場買付を見合わせたため、自己株式の取得は実施しておりません。

2.　2026 年 11 月 19 日の取締役会決議に基づく自己株式取得に係る事項の内容

(1)　自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び企業価値の最大化に向けて資本効率の向上を図るとともに、本日公表した「株式の売出しに関するお知らせ」にて記載の当社普通株式の売出し実施に伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を行うものであります。

なお、当該売出しの詳細については、本日公表の「株式の売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

(2)　2026 年 11 月 19 日の取締役会決議の内容

①　取得する株式の種類　　当社普通株式

②　取得する株式の総数　　2,500 万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 9.97%）

③　株式の取得価額の総額　　200 億円（上限）

④　取得期間　　2027 年 1 月 4 日から 2027 年 8 月 31 日まで

⑤　取得方法　　東京証券取引所における市場買付

3.　自己株式の消却の内容

(1)　消却する株式の種類　　当社普通株式

(2)　消却する株式の総数　　2026 年 11 月 19 日の取締役会決議に基づく自己株式の取得の終了時点における当社の発行済株式総数の 5 %に相当する数を超える自己株式の全株式数

(3)　消却予定日　　2027 年 9 月 21 日

※　消却する株式の総数は、上記 2 による自己株式取得の完了後、改めてお知らせいたします。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式の取得中止及び新規の自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式消却に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

（ご参考）

1. 自己株式の保有方針

当社では、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、保有する自己株式の総数の上限は、発行済株式総数の 5 %程度を目安とし、それを超える株式は原則として消却すること、保有した自己株式は、役員報酬に使用する等、企業価値向上に向けて有効に活用することを方針とする旨を決議しております。

2. 2026 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	250,725,907 株
自己株式数	13,782,838 株

以　上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式の取得中止及び新規の自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式消却に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。